

首都圏の高校生の法学への関心と志願に関する意識調査 —首都圏の女子大学による法学教育提供の可能性—

A survey on awareness and aspiration of studying law among high-school students in the metropolitan area
—A possibility of providing legal education by women's universities in the metropolitan area—

井上 淳

大妻女子大学比較文化学部

Jun Inoue

Faculty of Comparative Culture, Otsuma Women's University
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：法学，法学部，高校生

Key words : Study of law, Faculty of law, High school students

抄録

本報告は、首都圏の高校生の法学への関心を調査し、首都圏の女子大学が法学部を設置する可能性を検討するものである。井上（2024）では、法学部系と他の文系学部系とりわけ経済・経営学部系の志願者の偏差値分布に違いがあることが明らかになり、たとえば志願者数の多い経済・経営系から法学系に関心を移すことによって法学部志願者獲得を達成することができるのかという新たな問いをもたらした。そこで本研究は、首都圏の高校生の法学への関心と志願についての意識調査を実施し、集計結果を分析した。

集計後に質問ごとの相関を分析した結果、経済・経営学部系との差や就職の有利・不利を意識して高校生にはたらきかけるよりも、高校3年生になる前に法学への関心を喚起することが重要だと確認した。それでは、高校生に法学への関心をもってもらうためにはどのような語を用いるとよいのか。アンケートにおける（法学へのイメージについての）自由記述に対するテキスト分析の結果、高校生が法学に対してもつイメージはあまりにも限定的で偏っていることが判明した。

法令遵守等が強調されている現代において、法が社会に何をもたらそうとしているのか、法は誰をどのように守るのか、どのような状況でどのような法がかかわるのかを理解している人材を育成することは重要である。そのようななかにおいては、人および企業が集中する首都圏に所在している女子大学が、そして、これまで女性の社会進出と活躍を支援してきたという女子大学が、高校生に対して法学を学ぶ魅力をどのように訴え、どのような教育を展開して、在学する4年間でどこまで習得してもらってどのようなキャリアパスの展開を示すのかを示していく必要がある。

1. はじめに

本論考は、高校生の法学部への関心を調査し、首都圏の女子大学が法学部を設置する可能性を検討するものである。今日、企業活動における法令遵守（コンプライアンス）はもちろん、消費生活、家庭生活、社会生活で直面する問題解決においても、法学の素養、リーガルマインドが不可欠である。それにもかかわらず、国内女子大学において

法学部を設置して正課としての法学教育を提供するのは、京都女子大学のみである。首都圏においては、人と企業、商品とサービスが集中しそれらが複雑に交差しているにもかかわらず、法学を正面から教育する女子大学が皆無なのである。

家政系にはじまり女性に「手に職」をつけてもらうことによって女性の社会進出を支援してきた女子大学としては、現代生活における「手に職」に

相当する法学の素養を身につけてもらう機会を提供しない手はないように思われる。とはいえ、闇雲にスタッフを集めて法学部を設置することが、少子高齢化社会における女子大学の高等教育の発展に貢献するとは限らない。そこで井上(2024)では、既に法学部を設置している京都女子大学や予備校各社に対する聞き取りを通じて、法学教育の重要性ならびに必要性、学生獲得の可能性、学業支援の展開方法、学生のキャリア形成と卒業後の進路等を調査、検討した^[1]。調査の過程で、法学部系と他の文系学部系志願者とのあいだには偏差値分布とりわけピーク偏差値帯において大きな違いがあることが判明した^[2]。一連の知見は、首都圏の学生とりわけ本学を志望する可能性のある学生には法学に対する関心がどの程度あるのか、たとえば志願者が多い経済・経営学部系から法学部系に高校生の関心を移すことによって志願者獲得を達成することはできるのか、という新たな問いをもたらした。

そこで本研究は、首都圏の高校の女子学生がどれほど法学に関心があるかを調査した。その際、法学に対するイメージも尋ねて、高校生に法学が魅力的に映るような方途(キーワード)を探った。本報告は、上記の調査結果をとりまとめたものである。

本報告の構成は以下のとおりである。まず、第2節において高校生に対する意識調査の概要に触れる。第3節と第4節では意識調査の集計結果を示し、その集計において注目すべき事案に言及する。そのうえで、各節で焦点をあてた事案について統計分析をおこない、有意な知見導出を試みる。分析はカテゴリーデータに対するもの(第3節)と回答者が記入したテキストデータに対するもの(第4節)とをおこなうことになる。上記の分析を通じて、首都圏の女子大学が学部設置を通じて法学教育を提供することについて、何かしらの示唆を得たい(第5節)。

2. 意識調査の概要

意識調査の実施にあたっては、以下①から⑤までの【質問項目】を印字したアンケート質問票(A4用紙1枚)を準備した。首都圏に所在している高校のうち、本学への志願者層に近い高校のなかからアンケート実施を了承していただける高校にアンケート実施をお願いした^[3]。

【質問項目】

- ① みなさんが大学で学びたいこと、身につけたい技術や知識はなんですか？次のなかから当てはまるものを3つまで選んで数字を記入してください。(以下1から16を列挙し、3つまで選択)
 1. モノをつくる技術や知識
 2. モノを売り買いするのに必要な技術や知識
 3. 自分を豊か(幸せ)にする技術や知識
 4. 他者を豊か(幸せ)にする技術や知識
 5. 自分を健康にする技術や知識
 6. 他者を健康にする技術や知識
 7. 自然に関する技術や知識
 8. 化学に関する技術や知識
 9. 日本の歴史や文学, 芸術, 文化
 10. 諸外国の歴史や文学, 芸術, 文化
 11. 日本の社会のしくみ(政治・経済)
 12. 諸外国の社会のしくみ(政治・経済)
 13. 情報や通信に関係する技術や知識
 14. 人の考え方, 哲学に関する知識
 15. その他(記入欄あり)
 16. まだ決まっていない/わからない
- ② 法学部に関心がありますか？(「ある」「ない」「迷っている」から単一選択)
- ③ 「法学部」というと何を学ぶイメージがありますか？また、それはみなさんにとって身近に感じるものですか？思い浮かんだことを自由に書いてください。(自由記述)
- ④ 経済・経営学部の方が、法学部より就職に有利だと思いますか？(「はい」「いいえ」から単一選択)
- ⑤ 法学部での学びがみなさんの仕事や生活、財産、結婚生活や子育てを守ると知ったら、法学部を志望しようと思いますか？(「はい」「いいえ」から単一選択)

なお、質問票の末尾に学年を記入する箇所を設け、共学高校がアンケート実施校になった場合を想定して、性別を問う欄(男性、女性、回答しないから選択)も設けた。

3. 意識調査の結果

3.1. アンケート票集計概要

意識調査は、研究期間内に3高校に対しておこなうことができた。いずれも首都圏に所在する女

子高校で、うち2校は中高一貫校であった。回答数は3校合計で575件あったが、そのうち回答不明瞭なものや不備があるものを除いた556件を集計して分析の対象にした。556件(556人)の内訳については、【表1】のとおりである。

表1. アンケート回答者数内訳(人)

	1年生	2年生	3年生	合計
A 高校	12	24	37	73
B 高校	171	141	0	312
C 高校	64	50	57	171
合計	247	215	94	556

回収したアンケート回答のうち、選択式カテゴリーデータに相当する質問項目②, ④そして⑤についての回答度数を集計したものが、【図1】である。後の議論に使用する都合上、見出し行においては質問項目②を(イ), 質問項目④を(ロ), 質問項目⑤を(ハ)と表記している。回答全数が多い場合には質問項目①の回答結果を用いた分析もこなう予定だったが、全数が556件であることを踏まえて、質問項目①も含めた分析は参考としておこなうにとどめた。また、B高校の3年生の回答数がなかったことから、高校別あるいは学年別集計を踏まえた分析も参考としておこなうにとどめた。以上のような経緯で、本報告ではA, B, Cの3高校の全学年の集計に相当する【図1】を主に用いて分析をした。

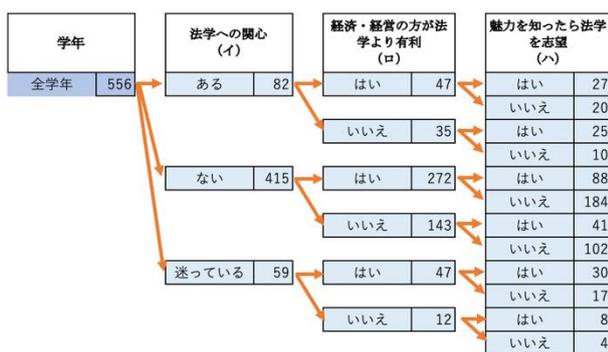


図1. アンケート集計表(人数, 3高校, 全学年合計)

【図1】からは、(ロ)と(ハ), すなわち経済・経営系学部を法学部より有利だと考えるかどうかと法学について詳しく知ったら法学を志望するかどうかの間に相関があるよううかがえた。特に、(イ)にて「ある」と「迷っている」場合には、そ

のような相関があるよううかがえた。また、(イ)における態度が(ロ)そして(ハ)への回答に影響を与えているよううかがえた。

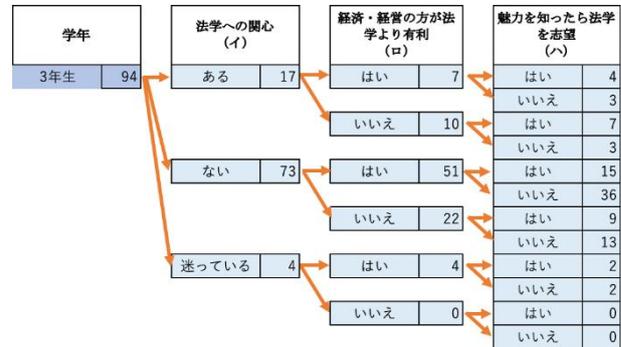


図2. 参考: アンケート集計表(人数, 3高校, 3年生合計)

また、(ロ)については基本的には「はい」の度数が「いいえ」の度数を上回るのだが、3年生で法学に関心「ある」場合にのみ、度数自体は少ないものの「いいえ」が「はい」を上回った【図2】。なお、【図2】と同様の表を1年生, 2年生についても作成したところ、(イ)について「迷っている」と答えた割合は1年生が一番多かった⁴⁾。

3.2. 集計表の分析

前節で得たような所感が統計的に有意であるかどうかを確認するために、統計分析をおこなった。

まず、(ロ) — (ハ) 間、すなわち経済・経営系学部が法学より有利かどうかという判断と法学の魅力を知ったら法学を志望するかどうかの判断との間について χ^2 乗検定を用いて検証したところ、有意な相関は認められなかった。一方、(イ) — (ロ) 間および(イ) — (ハ) 間、すなわち法学への関心と経済・経営系学部が有利かどうかの判断、そして法学への関心と法学の魅力を知った場合の法学志願可能性の間については、相関がみられた。ただ、クラメールのVについては、前者が0.11, 後者が0.29と、(イ) — (ロ) 間よりは(イ) — (ハ) 間の方に有意な相関があると判断することができた。なお、分析による期待度数とカテゴリーデータにおける実際の度数との間の乖離は、法学への関心が「ある」層および「迷っている」層にみられた。

上記の分析結果はアンケート質問項目①の回答

内容を考慮せずに作成した集計表にもとづくものだったが、別途、質問項目①の回答結果を考慮して再作成した集計表にもとづく分析もおこなった。具体的には、アンケート質問項目①の回答のうち文系の学生のなかでも法学に関心をもつ可能性があると考えられる回答「2」、「3」、「4」、「11」、「12」を回答に記した回答者を対象に、【図1】と同形式の集計表を作成して分析をした。その結果、(イ)、(ロ)、(ハ)間の相関の有無自体については、質問項目①の回答結果を考慮せずに実施した当初の分析結果と変わらないことを確認した。

なお、別途学年別集計をおこない学年と法学への関心(イ)との相関を検証したところ、相関を確認することができた(p値0.0032, クラメールのV 0.119)。

3.3. 考察

法学の魅力を知ったら法学を志望するかどうか(ハ)は、経済・経営系学部が就職に有利かどうか(ロ)よりもそもそもの法学への関心(イ)と連関していることがわかった。

昨年度研究では法学部志願者偏差値群と比べて経済・経営系学部志願者偏差値群のピークが左寄り(下方)にあった¹⁾ことから、経済・経営系学部志願者にはたらきかけて法学部志願者を掘り起こすことができないかという、本研究がとり組む疑問のひとつをもうけた。しかしながら統計分析の結果は、経済・経営系学部を意識して(ましてやそこから法学への志願者を生み出そうとして)法学の魅力伝える、あるいは就職に有利かどうかで法学の魅力伝えることではなさそうだという示唆を得た。

むしろ、法学の魅力を知ったら法学を志願するかどうか(ハ)がそもそもの法学への関心(イ)と関連があるのならば、法学に「関心ある」層および「迷っている」層に対して法学の魅力を訴えかける方途を検討した方がよいという示唆を得た。当該示唆との関連では、度数は少ないものの【図2】の3年生の集計が示唆しているように、進路選択の時期までに法学への関心が「ある」層を増やすことができれば、法学の魅力を知ったら法学を志望するかどうか(ハ)だけでなく経済系学部と比べて就職で有利かどうかという判断(ロ)にも影響を与え得る。この点については次節のテキスト分析でも検討するが、3年生になるまでに法学の

魅力を高校生に伝達することが肝要になる可能性がある。

では、高校生に対してどのようなはたらきかけをしたら法学への関心が高まるのか。どのようなキーワードを用いれば高校生に響くのだろうか。そもそも現時点で高校生は法学に対してどのようなイメージをもっていて、それは大学教員が「法学についてこのようなことを知ってもらいたい」と思うことと差があるだろうか。こうしたことを確認するために、アンケート設問③の自由記述に対するテキスト分析をおこなった。

4. 意識調査自由記述に対するテキスト分析

4.1. テキスト分析の方法と結果

テキスト分析にあたってはまず、自由記述形式で法学部のイメージについて問うたアンケート設問③に対する全回答(556件、記述)について、表現・表記や用語法をそろえたうえで語句やフレーズのリストを作成した。その後、そのリストにしたがって全回答に対するテキスト検索を実施し、テキストやフレーズの発生度数をカウントした。

その結果をまとめたものが、【表2】から【表6】である。一覧作成にあたっては、あまりに度数が多くて有意な判定ができないと思われた「法(408)」、「法律(371)」,そして空欄(42)を除いた。また、「経済」、「税金」など、自由記述の全文を読んでも法学との関連がわからないものは集計から除外した。なお、頻度(度数)が5以上のものは全て掲載しており、4以下のものについては主なものを選定して掲載した。

【表2】は、法の種類、内容、役割にかかる記述を抽出してまとめたものである。【表3】は(法学を専攻した人の)行動にまつわる記述を、【表4】は職種・業種にまつわる記述をまとめた。【表5】は法学あるいはそれを専攻することに対する印象にかかわる記述を抽出し、【表6】は上記には当てはまらないものをとりあげた。なお、3年生のうち法学に関心が「ある」と回答した17名のテキストの度数もまとめた【表7】。

表2. テキスト分析度数一覧(法にまつわるもの)

憲法	六法 (含各法)	しくみ	決まり	判決	判例
50	11	3	2	1	1

参考:「政治」の度数は29.

表 3. テキスト分析度数一覧 (行動にまつわるもの)

目指す	覚える	勉強 (量)	守る (人・社会 を)	知識 (量)	暗記
34	11	5	5	4	4
解釈	詰め込む	人と関 わる	考える	豊かに する	論理的 思考
2	2	1	1	1	1
資格	司法試験				
1	1				

表 4. テキスト分析度数一覧 (職種名にまつわるもの)

弁護士	裁判 (官)	検事 (検察)	警察	公務員	マスコミ
80	64	10	5	1	1

表 5. テキスト分析度数一覧 (印象にまつわるもの)

難しい	頭がいい	堅い	大変	多い (覚える こと)	楽しく ない
45	18	15	11	11	3
損はない	遠い				
3	2				

表 6. テキスト分析度数一覧 (その他)

社会生活	得・有利	家族 (が関係者)	ドラマ・ 映画等	権利	人権
9	4	3	2	2	1
責任	道徳	公正	相談	解決	
1	1	1	1	1	

表 7. テキスト分析度数一覧 (3年生, 法学に関心が「ある」層 17名による回答)

六法 (含各法)	弁護士	裁判 (官)	覚える	暗記	守る (人・社会 を)
3	3	1	1	1	1
解釈	人権	道徳	生活	頭がいい	
1	1	1	1	1	

4.2. 考察

【表 2】では「憲法」、そして民法をはじめとする「六法」を除いた具体的な法律名、たとえば消費者保護法、個人情報保護法、会社法、独占禁止法などといった法律の名称は出てこなかった。「判例」や「判決」といった語もほとんど頻度がなく、それらよりやや平易な語である「しくみ」「決まり」といった語すら、ほとんどみられなかった。高校生が法にまつわる具体的なイメージをあまりにもも

つことができている実情が浮き彫りになった。

行動にまつわるテキスト発生頻度を集計した【表 3】では、「目指す」、「覚える」、「勉強 (量)」、「暗記」といった資格取得や覚える情報量とのリンクが推察されるテキストが目立った。一方で、「人と関わる」、「豊かにする」のような、「法を用いて何をするのか」「何のために法があるのか」といったことまで思い至っている高校生は非常に少なかった。

職種にまつわるテキスト発生頻度を集計した【表 4】では、「弁護士」、「裁判官」、「検事」といった資格との関連を想起させるものが挙がったが、それ以外の職業・職種——たとえば労務、法務関係——についてはほとんど挙がらなかった。印象にかかわるテキスト発生頻度を集計した【表 5】では、資格との関連は意識されているものの「難しい」、「堅い」、「大変」、「多い (覚えること)」、「楽しくない」など、決してポジティブとはいえない回答 (テキスト) が多くみられた。

さいごに、【表 6】を通じて【表 2】から【表 5】の分類にはあてはまらないテキストの発生頻度を捉えようとしたが、度数の高いテキストはほとんどなかった。ドラマや映画といったエンターテインメントを通じて法学のイメージをもつケースも少なかった。法の本来の姿・機能である「権利」、「人権」、「公正」、「調停」、「解決」といった語の発生度数も非常に少なかった。

このように、今回の調査対象である高校生の法学に対するイメージはかなり限定的で、偏っている結果となった。念のために【表 7】で3年生のうち法学に関心が「ある」と回答した学生についても集計したが、【表 3】の「守る (人・社会を)」、「解釈」や【表 6】の「人権」を回答することができたのがこのグループだと確認することはできたものの、【表 3】の「守る (人・社会を)」については5名中1名がこのグループに相当するにとどまった。また、【表 6】の「公正」や「解決」、「権利」、【表 3】の「人と関わる」や「豊かにする」を回答したのはこのグループではなかった。これは、3年生で法学に関心が「ある」層が必ずしも法学専攻教員の期待する (法学に対する) イメージをもっているとは限らないことを示唆した。

ただ、法令遵守等が問われる現代において、法学はもっと身近である。日常の家庭生活、消費生活、社会生活、業務、企業間の取引、会社運営とい

った場面でも法学が密接に関係している。そうした場面における紛争解決(調停), 問題解決にあたっては, 法学にかかわる感覚, リーガルマインドをもつことが自身や他者, 自身が所属する組織やコミュニティを守るのに有用であり, それゆえに法学を学ぶ必要があるのだと伝える必要がある。具体的には, 生活に関わる法律(子どもの権利, 消費者保護, 婚姻や相続)に加えて, 法律が果たす役割や機能(権利保護, 公平・公正の担保, 紛争調停)といった法が果たす役割・機能を伝える必要がある。女子大学においては, 学生が卒業後に主体的に人生を歩むためにも, 理不尽な不利益が降りかかってきた時にこれを回避しはねのけるためにも, 法学の基礎知識やリーガルマインドを身につけていた方がよく, そうしたことを高校生の時から知っておくように働きかけることは, 法学部志願者の増加に一定の役割を果たし得る。

5. おわりに

2022年, 有斐閣の雑誌である『法学教室』が, 「法学部」が面白いほどよくわかる 高校生が進路を考え始めたら」と題した4月号増刊を刊行した⁶⁾。雑誌の刊行にとどまらず, 特集号の特設ウェブサイト⁷⁾や法学部で学ぶことを誘うプロジェクトサイト⁸⁾も開設された。とりわけ後者については, 国内の法学部設置大学へのリンク一覧や法学部卒業後の進路や法学部の面白さを伝える動画にアクセスすることができるようになっている。

こうした発信は, 法学部志願者の増加には有意義である。ただ, 本論の焦点である女子大学が提供する法学教育についていえば, 女子大学で法学教育を提供する場合にはそうした専門雑誌社による(一般的な法学部志願者を増やす)とりくみに任せただけではなく, 女性の高校生にもっと法学を身近に感じてもらい, 法学部を志願してもらえよう自ら工夫してとりくむ必要がある。

法令遵守等が強調される現代において, 法そのものに詳しくならなくても, 「法が社会に何をもたらそうとしているのか」や「法は誰をどのように守るのか」「どのような状況でどのような法律がかかわるのか」を理解している人材を育成するという発想をもって教育にあたることは, 昨年度研究成果のビジネス法学検定受験者層と人数を振り返ると⁹⁾, 肝要であり必要である。だとしたら, 人および企業が集中する首都圏に所在している女子大

学がリーガルマインドを育む教育を提供しないのは, 女性の社会進出と活躍を支援するという女子大学の存在意義に反するであろう。

とはいえ, 単に法学専攻の教育スタッフを揃えて学部・学科を設立すればよいというものでもなさそうだということは, 本研究を通じて明らかになった。というのも, 高校生は具体的な法律の名称は(教員や社会人が知っているほど)知らないにもかかわらず, それらを学ぶことをめぐっては「難しい」「頭がいい」「堅い」など, およそポジティブとはいえないイメージをもっている。「弁護士」や「裁判」にかかる仕事を「目指す」訳ではなければ, 法学を身近だとはさほど感じていない。自身や他者の「人権」や「公正」「権利」をめぐって何かを「守る」ために法学の知識を活用することができるということには, 思い至っていない。高校生に対してどのように法学を学ぶ魅力や重要性を訴えるか, その後どのような教育を展開しているとアピールするのか, 大学在学中の4年間で何をどこまで習得してもらうのか, それがどのようなキャリアにつながるのか, を高校生にわかる形で伝える必要がある。その方途について検討するためには, 高校生や大学生への意識調査, パイロット・プログラムの実施, パイロット・プログラムに参加した学生の参加前後の意識変化分析を待たねばならない。今後の研究課題としたい。

謝辞

本報告は, 令和6年(2024年)度大妻女子大学戦略的個人研究費(学長課題, 課題番号G2401, 研究課題名「女性の社会参画と活躍を支援する法学・政治学教育へのニーズに関する基盤研究」)の助成を受けておこなった研究の成果である。また本研究の遂行においては, アンケート実施校の選定や高校への依頼の際に株式会社ライセンスアカデミーのみなさま, とりわけ辻小百合様のご支援をいただいた。アンケート回収時にデータ入力までしていただいたことは, その後の分析に私が非常に時間を要したことを振り返ると, 非常に大きなご支援だった。ここに感謝を申し上げる。なお, 本報告にかかる分析は, 入力データと原票とを執筆者が再度確認・照合したうえでおこなっている。そのため, 本稿で使用されているデータに誤りがある等した場合の責は, すべて執筆者にある。

さらに、株式会社有斐閣実務書編集部の鈴木淳様にもお世話になった。鈴木様には法学を担当する大学教員による高校生への関心喚起についてお話をおうかがいした。本稿の目的そしてお話の内容に起因して本稿では詳しくは触れていないが、大学および大学教員がどのように高校生の法学への関心を喚起するかについて大きな示唆を得ることができた。ここにお礼を申し上げる。

注・引用文献

- [1] 井上淳. 研究調査報告:女子大学で法学教育に取り組む意義と効果をめぐる基礎的研究. 人間生活文化研究. 2024年, 34号, 259-269.
[2] 井上淳. 前掲論文(注1), 265-267.
[3] アンケート実施依頼校の選定と依頼においては、謝辞に記載しているとおり、株式会社ライセンスアカデミーのみなさま、とりわけ辻様のご支援をいただいた。
[4] 「迷っている」と回答した学生の比率について、

1年生は16.2% (全247名のうち40名)、2年生は7.0% (全215名のうち15名)、3年生は4.5% (全94名のうち4名)であった。

[5] 井上淳. 前掲論文(注1), 266-267.

[6] 法学部で学ぼうプロジェクト編. 「法学部」が面白いほどよくわかる 高校生が進路を考え始めたら. 法学教室, 2022年4月号増刊, 有斐閣.

[7] 有斐閣. 「法学部」が面白いほどよくわかる 高校生が進路を考え始めたら 特設サイト. 「法学部」が面白いほどよくわかる 高校生が進路を考え始めたら | 有斐閣.

https://www.yuhikaku.co.jp/static/hogakubu_omoshiroi/index.html, (参照 2025-2-15).

[8] 有斐閣. 「法学部で学ぼうプロジェクト」. 法学部で学ぼうプロジェクト by 六法全書の出版社・有斐閣.

<https://www.hogakumanabou.com/>, (参照 2025-2-15).

[9] 井上淳. 前掲論文(注1), 262.

(受付日: 2025年6月19日, 受理日: 2025年7月17日)

井上 淳 (いのうえ じゅん)

現職: 大妻女子大学比較文化学部教授

プロフィール:

1974年生まれ。

慶應義塾大学法学部政治学科を卒業後、民間企業勤務を経て慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了(法学修士)、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学(法学博士)。

一橋大学経済研究所を経て大妻女子大学に勤務。

専門はEU研究、国際関係論。近年はEU研究に従事する傍ら、学内でキャリア教育を担う関係で地域と大学の連携や女子大学の今後の役割について研究。本研究・報告は後者に相当する研究の成果である。

主な著書、論文:

井上淳. はじめて学ぶEU 歴史・制度・政策, 法律文化社, 2019.

井上淳. 域内市場統合におけるEU-加盟国間関係, 恵雅堂出版, 2013.

井上淳. 第1章冷戦の終焉とヨーロッパ-東西対立から支援と対話, パートナーシップへ, 広瀬佳一・小久保康之編著, 現代ヨーロッパの国際政治 冷戦後の軌跡と新たな挑戦, 法律文化社, 2023.

井上淳. 第2章国際政治と国際機構, 第5章国際感染症と公衆衛生および第11章貧困削減と途上国支援, 庄司克宏編, 国際機構 新版, 岩波書店, 2021.

参考: researchmap (<https://researchmap.jp/ji1974>)